

重な財源であるといふことで、ぜひとも御理解をいただきたい、このように考えております。

○齊木委員 ゼひとも御理解をいただきたいを連呼されておりますけれども、やはり時代に合わせて、今EVも出てくるわけです。自動車というものの、CASEと言われますけれども、所有から共有、シェアリングにも変わっていく。これに合わせて税制も変えていかなければいけません。やはり、女性が車を運転する率、これだけ女性有業者が使っているという、税制負担にも出てきてるわけですから、ぜひそれに合わせた議論というのをしていくべきだなと申し上げさせていただきます。

そして、もう一つ、これもちょっと私懸念しているんですけども、今、日経新聞を始めとしたこの自動車関連税制の報道の中で、走行距離課税とひうプランが出てきております。

これは十一月二十八日付の日経の朝刊ですけれども、政府・与党はEVやカーチェアの普及を踏まえ、二〇二〇年度以降に自動車関連税制の税体系を抜本的に見直す、走行距離に応じて課税する仕組みをつくるというふうに報道されておりました。恐らく、来週の十二日ぐらいと私も伺つておりますが、自民、公明両党の税制調査会が税制改正大綱をまとめられると思います。その中に、政府・与党はこの税制改正大綱を受けて新たな税制の検討を始める、環境性能を目安に走行距離や車の重量に対応して課税する税体系にする案が有力だというふうに報道されております。

私は、この走行距離課税というのは非常に懸念を持っておりまして、東京で車を使う方というのは大体週末です。月金で激しく仕事をして、土日に箱根に行つたりとか、大体年間五千キロぐらいい非常に短い距離を走られます。福井県や富山県はどうかというと、毎日毎日、通勤で四、五十キロ、そして百キロぐらい走る方もいます。月曜日から日曜日まで週七日間フルに車を使つているんですね。私も、都市部から地方部に持つていつた車というのは、私の車も年二万キロ走つております。

ます。

ですので、やはり東京と地方の距離差というのは、使用距離、走行距離課税にすると、大体四倍ぐらい、福井県は東京よりも重くなってしまう、富山県も重くなってしまうんですね。

だから、のまま走行距離課税に移行するということは、まさに地方に更に重課をしていく。例えば、東京は〇・四台、福井県は一・七三台なわけですよ。これが、今でも四倍差があるので、更に、走行距離課税に変えちゃつたら、地方は四倍走るわですから、十六倍ですよ、税の負担は。

これはフランスみたいになってしまふと思いますよ。燃料課税、きのうフランスは六ヶ月延期することを発表しました。激しいデモが起きて、マクロンさん、やはり政権を安定させなきゃいけないということと、きのう延期を発表した。

自動車に関連する、燃料に関連する税制というのは、地方にとっては命綱ですから、走行距離課税にしたら十六倍も開くなんてなつたら、地方の反乱が絶対起きますよ。

こういった走行距離課税体系なんということは、今、政府・与党内で検討されているというふうに盛んに報道されていますけれども、経産大臣税にしたら十六倍も開くなんてなつたら、地方の反乱が絶対起きますよ。

どう検討されているのか。

○世耕国務大臣 走行距離に応じた課税について、これは私も報道で承知をしているわけでありますけれども、ただ、それを実現するに当つては、走行距離とか課金額を正確に計測するためのメーターをどう整備するかとか、あるいは、個人の移動情報が全部国に、税当局に出てくるということになるわけですから、プライバシーの保護を

ますけれども、ただ、それを実現するに当つては、走行距離とか課金額を正確に計測するためのメーターをどう整備するかとか、あるいは、個人の移動情報が全部国に、税当局に出てくるとい

ういうふうに思つております。

また、具体的に、では走行距離で課税するとい

う場合に、制度の設計によってこの負担のあり方

は変わるものですから、ちょっとと評価は難

しいですけれども、單純に本当に走行距離に基づいて課税をするとなつた場合は、今御指摘のとおり、地方の負担が東京のような都市部よりも格段

に重くなる可能性があるといふことは十分留意しておく必要があるというふうに思います。

○稻岡政府参考人 お答え申し上げます。

走行距離課税について、一部の新聞等で報道がなされたことは承知しておりますが、総務省におきまして、走行距離課税について具体的に検討しているものではありません。

なお、一般論で申し上げれば、今後、走行距離課税について検討がなされる場合には、委員御指摘のような課題も含めて、さまざまな課題について検討が必要となるものと考えております。

○齊木委員 私、徴税の仕組みも、走行距離課税といふのは難しいと思います。

今財務省が所管している自動車重量税、これは、二年に一回の車検のときに重量税を納めてい

る。ただ、走行距離課税といふのは……(発言する者あり) 与党からのものですか、御声援いただきありがとうございます。走行距離課税といふのは、二年に一回、車検のときに取るとなつた

ら、どうやって集めるんですか。

メーターで多分計算するしかないと思うんですけれども、それこそメーターの巻き戻し、改ざんを誘発してしまつたり、若しくは、多走行車、二

万キロ、三万キロ走る人ほど、要するに過走行車、ほど車検逃れをしよう、車検証を偽造してでもいいからともかく、いっぱい走つた車は車検を受けたくないわけですから。そのときいっぱい取られてしまう。そういう不整備車が道路上を走ることを誘発することになりませんか。そのあたり、経産省さんの御所見を伺えれば。

○世耕国務大臣 ともかく、これはまだ報道レベルの話でありますから。ただ、今おっしゃるよう

な問題点、どうやって走行距離をしつかり正確に把握をするのかという問題点は課題としてあるん

だろうというふうに思つております。

○齊木委員 もう時間が来てしまつて、産業論に

行けなかつたのは残念ですけれども、今、与党の

一部からも御声援いただきましたけれども、野党

としても税はやはり与党任せにはせず、先ほどの女性有業率と税負担の関係というのは非常に明らかですので、地域活性化のために、女性の就業支援のためにどういたた税がいいのかというのはぜひこれからも御提言させていただきますので、ぜひ真摯な議論をお願い申し上げまして、御質問を終わさせていただきます。

○赤羽委員長 次に、田嶋要さん。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。

きょうは世耕大臣に聞く質問数が余りなくなつてしまいまして。しかし、緩まずに緊張感を持つてちょっと聞いてほしいんですよ。これ。

で、毎日いろいろな新しいニュースが飛び交つていまして、産業革新投資機構、記者が結構でかいので、慌てて大臣が給料を返して、何が起きているのかなと逆に興味津々で、ちょっと調べなきやしないなと思つておるんですけども。

きょうは、ちょっと急ぎ案件が一件ありますて、きょううしかチャンスがないので、質問させていただきたいと思います。

国土交通省、お越しですが、きょうも私はエネルギーに関してですが、再生可能エネルギー、主軸と位置づけて、これから本当に頑張つていかなければなりませんけれども、きょうは、まず聞きたいことがあります。

なせならば、きのうかおとといに何か大事な会議があつて、方向性が固まりつつある。世耕大臣もこれは人ごとではございませんので、中小企業

庁を始め工場さん、リフォーム産業、大変関係

がありますので、非常にまずい状況にあるといつ

ておられます。

ます国交省にお尋ねしますけれども、平成二十

六年の四月に閣議決定が行われました。断熱の義務化でございます。これはどういう内容だった

か、そして、それを受け、今日までの義務化の

現状ということをお尋ねします。

○小林政府参考人 お答えいたします。
省エネ基準への適合義務化については、工ネルギー基本計画などにおいて規制の必要性や程度、バランスなどを十分に勘案しながら……(田嶋委員)もうちょっとと声を大きくお願ひします」と呼ぶ)はい。規制の必要性や程度、バランスなどを十分に勘案しながら、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することとされています。これを踏まえ、二〇一七年四月から、建築物省エネ法により、住宅以外の大規模な建築物の新築などに際して省エネ基準への適合を義務化したところです。この省エネ基準への適合義務化の対象拡大を含む住宅・建築物の省エネルギー対策のさらなる強化については、本年九月より、社会資本整備審議会建築分科会・建築環境部会において審議をいたしております。今後、報告案についてパブリックコメントを実施することとしており、パブリックコメントで出された御意見に関する検討などを行つた後、来年一月中に取りまとめを予定しているところでございます。

国土交通省いたしましては、取りまとめられ

た社会資本整備審議会の答申の内容を踏まえまして、具体的な検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○田嶋委員 まだ決着していないということで、これからバブル時代でございますので、私としては年内ラストチャンスと思ってきょうお尋ねします。

改めて申し上げますけれども、この建築分野、住宅分野の断熱のなさ、省エネのなさは日本の中ですけれども、この小規模住宅がポイントなんですよ。これが建築物とは言わない、住宅ですかね。たんだけれども、太田大臣のもとでやっていた人、ほとんど人事異動しちゃつているんですよ。だから、これも役所の世界の問題だと思いま

すよ。誰もそのときの議会の議論の熱が共有できていない。だから、また新しい顔ぶれでいろいろやっているんだけれども、結局、何かこうお役所仕事で終わっちゃっているのかなという感じがするんですね。

そのときも私申し上げさせていただきたいけれども、再工ネ以上に省エネが大事なんですよ。日本

は資源を海外から輸入しているんだから、極力輸

入しない国になつていかなきやいけない、それが日本の国益だし、日本を強くする源でしょう。なのに、特に四部門か何がある中で、建築、住宅の分野は自然だめなんですよ、これ。経産省じやるから少し世耕大臣はほつとしているかもしれないけれども、これは本当にひどい状況。世界の中でこういうことの義務化ができるがない先進国なんて余りないんですよ。それを一番わかつているのは国交省でしょう。

で、私が非常に危機感を感じるのは、その部会

か何かでやつて、今度は来年の一月まで、これは

与党の先生もぜひ危機感を共有させていただきたく思つてますから。今、私の表現では三周おこ

れなんですよ。これを外したら五周おくれ。もう

話にならない。今そういう状況にあるんですね。

資料をお配りしておりますので、ごらんください。

①の資料、これは国交省が出してきた資料

で、これはたしかその部会が何かで配つていて

ですか。

きのう私、議連をやらせていただいたので、議

連でもプロの方が来て同じことを言つていまし

た。これは議会で議事録を残していただきたい

ですけれども、この小規模住宅がポイントなん

ですよ。これが、建築物とは言わない、住宅ですかね。つまり一軒一軒の家ですね。一軒一軒の家、新築。その、百二十平米は結構でかいですけれども、要するに、開口部、一番下のちつちやな字で恐縮ですが、開口部、アルミサッシ、単板ガラスと書いてある。

つまり、このベーパーのスタートは何と比較し

ているかというと、単板ガラス、つまりペアガラ

スじゃない、ペアガラスじゃないガラスの家と比

較しているというスターラインですね。皆さん

、それで回収期間が三十五年だということに

なつているんですが。もちろん、この資料をこちら見てください。

この②の資料の一番下なんですけれども、

臣もぜひ一緒に見てください。

臣もぜひ一緒に見てください。

この②の資料の一番下なんですけれども、

じや、世の中で、私も直観的にそう感じますよ。

もう今ペアガラスで標準化されませんか。

新しくこれから家を建てるときに、今さらシン

ルガラスで建てる人って余り聞かないような気が

するんですけれども、実際、数字はそれを言つて

いるんですね。

一番下の戸数比率を見てください。平成二十九

年、直近データで、九七・三%はこの一番太い線

ですけれども、何て書いていますかね。複層、複

層という意味はペアガラスという意味です。つま

り、もうペアガラスで建てることが世の中の当た

り前になつていてます。それがこの二枚目の

資料ですね。

ところが、この間開かれた部会では、そうじや

ない前提に立つて物を比較している。そもそもそ

こがおかしいじゃないですか。何でそんなことを

やつてているんですか。

○小林政府参考人 お答えをいたします。

ただいま御指摘をいたいたいた試算につきまして

は、これまで、国土交通省に設置をしております

住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関

する研究会において、一定のモデルのもので試算

をしたものでござります。この試算におきまし

て、省エネ基準に不適合な住宅の仕様につきまし

て、現行の省エネ基準の前の基準である平成四年

に定められた基準の設定時に、外気への熱の損失

量に関する性能値を設定した際にモルタルとして想

定した仕様をそのまま使用したものでございま

たはずが一万四千円になつてます。それはペアガ

ラスになればもう断熱性が上がるんだから、当然

年間のコストは下がるというの、そういうこと

ですね。コストというのは電気代とかのコストで

あります。

○田嶋委員 今おつしやつてているのは、要するに、現実に即した、実際に即したモデルでやつて

いたいということをおっしゃつてます。大

臣もぜひ一緒に見てください。

○田嶋委員 今おつしやつてているのは、要するに、現実に即した、実際に即したモデルでやつて

いたいということをおっしゃつてます。

○田嶋委員 今おつしやつてしているのは、要するに、現実に即した、実際に即したモデルでやつて

しかし、片方で、ペアガラスをやつているのが今の標準なんだから、そこから追加でどれだけを断熱に金をかけるか。初期投資ですよ、新築の家を建てるときに。皆さんのが想定は八十七万円でしょう、追加コスト、その右側ですけれども。しかし実際には、そんなことはもうほとんどありますと言っているのが世の中のプロの声なんですよ。きのうもそう言つていましたよね。そういう家じゅうの窓はペアガラスになつてゐるんだから。

そうすると、大事なことは、皆さんのがつくったモデルだと三十四年、五年の回収率で、要するに可処分所得が減るという結論なんですよ。つまり、投資するインセンティブはないということなんです。そうでしょう。だけれども、大きく違うんですよ。これは眞逆の結論なんだから。ローンを組んで、普通、家を建てるじゃないですか。つまり、毎月の出費よりも、節約があるかもしれません四千二百三十円、わずかかどうかはわかりませんけれども節約がある、つまり、小さな家を建てる方にとっても、断熱をしつかりやつた方がライフロングで見たときに浮くんんですよ、お金が。今の標準からいって、余分な追加コストにならないという結論なんですよ。

皆さんの結論は、まだまだ余分な追加コストになるからなかなか義務化ができるないという結論でしょう。たつた一個のモデルじゃありませんよ。これは結論を眞逆に持つていく意図的な動きだと思います。私は思いますよ。何でそういうことをやるんですか、国交省は。おかしいでしょ。

今でさえ三周おくれなんですよ。この国は、変えなきゃいけないでしょ、それは。その熱を、当時の役人はみんな異動しちゃつてあるんだから、だから頼みますよ。こんなことをやつていたら本当に恥ずかしいよ、世界で。こういう、結論を眞逆に持つてなくよくなれば仮定をなげ使つてゐるのか、教えてください。

○小林政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、平成四年の省エネ基準の設定で使つたモデルをそのまま今回用いたわけではありませんが、それで、ただいま御指摘もいただきましたので、実態に即したモデルもあわせて、次回の建築環境部会で審議をしていただきたいと思っております。

○田嶋委員 要は、実態に即していないモデルを使つていましたということですね。だから、これからは実態に即したモデルを使います、今そういう答弁をいただきたいたと思います。これからがらうと変わるはずですよ、これから一月、二月にかけて、十二月、一月、結論を逆にしてください。

こういううそみたいな、ごまかしのよな、なぜ国民を欺くようなこうひうベースで議論を誘導しようとするんですか。本当に腹立たしい。

要するに、初期投資と全体でのどうかというこの比較ですね。だから、大規模の非住宅だけの今適合義務化でしょう。それを小規模の住宅まで持つていつても、一般の人たちに負担がないということがありますよ。だって、今の平均がもう相当高いところまで来ているから、追加で断熱を強化しても、それによる電気代の節約の方が大きいということです。

しかも、お金が一对の関係にないんですよ。断熱でやれば、そこは地域のリフオーム工務店さんにお金が落ちるんです。全部地域で循環するんですね。だけれども、断熱をけちつて毎月の電気代をふやせば、どこにお金が行くんです。どこにお金が行くんですか。よく言う話で、海外に行かないで、化石資源とかの輸入で。全く違う構造になるということをもう私たちは知つてゐるじゃないですか。

だから、地域循環型のためにも、ドイツもこれに力を入れてやつてきているわけですよ。そのドイツやシンガポールから比べたら、はるかに我々はおくれてしまつてゐる。もう一回おくれるよう

なことは絶対許しませんよ。

あの国土交通大臣に私も念を押して、あのときも、本当にまずい、三年前はもう仕方がなかつたから、ぎりぎりの質問で。だけれども、これから

三年間、二〇二〇年までの間、絶対にそれをおくらせないように、業界の説得、地域への説明会、そして工務店さんたちのスキルアップも含めて、これからは実態に即したモデルを使います、今そういう

答弁をいただきたいたと思います。これからがらうと変わるはずですよ、これから一月、二月にかけて、十二月、一月、結論を逆にしてください。

こういううそみたいな、ごまかしのよな、なぜ國民を欺くようなこうひうベースで議論を誘導しようとするんですか。本当に腹立たしい。

要するに、初期投資と全体でのどうかというこの比較ですね。だから、大規模の非住宅だけの今適合義務化でしょう。それを小規模の住宅まで持つていつても、一般の人たちに負担がないということがありますよ。だって、今の平均がもう相

当高いところまで来ているから、追加で断熱を強化しても、それによる電気代の節約の方が大きいということです。

今後も引き続きまして、エネルギー・ミックスの確実な実現を図る、目指してなくとともに、規制、支援面で関連産業の拡大も図つてまいります。同時に、省エネ法のトップランナー制度を通じまして、建材の断熱性能に高い目標を設定し、さらなる高性能化と導入促進を図つていただきます。

経産省、ぜひこの点、これは国交省だけじゃなくて、中小工務店を担つてるのは中小企業庁ですから。ぜひこれすごいビジネスチャンスになるんですけど、おわかりいただけたかなと思うんですが、大臣、おわかりいただけましたか。割とシンプルな話ですよ。

要するに、初期投資と全体でのどうかというこの比較ですね。だから、大規模の非住宅だけの今適合義務化でしょう。それを小規模の住宅まで持つていつても、一般の人たちに負担がないということがありますよ。だって、今の平均がもう相

当高いところまで来ているから、追加で断熱を強化しても、それによる電気代の節約の方が大きいということです。

経産省から一言。一言、一緒にやるんだから、覚悟のコメントをお願いします。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、エネルギー消費の三分の一を住宅・建築物分野が占めていますので、その中でも住宅の断熱性能の向上は必須の取組だというふうに考えてございます。

新築住宅の基準適合義務については、今、国交省において、実態と実効性といふことを踏まえながら御検討いただいていると存じますけれども、メガソーラーですね、メガソーラー。

一般論で申し上げれば、断熱性能にすぐれた高付加価値な建材の普及、これが進むことになります。

れば、省エネ住宅、リフォーム関連産業、こういったものの活性化が促され、地域産業を含めまして、市場拡大の牽引力ともなるというふうにも考えてございます。

経産省といたしましては、国交省と連携しまして、次世代の省エネ建材等の導入支援を行つておられます。同時に、省エネ法のトップランナー制度を通じまして、建材の断熱性能に高い目標を設定し、さらなる高性能化と導入促進を図つていただきます。

私は再生エネルギー100%の社会を目指していませんけれども、悪いものは悪い。悪いものは悪い。だから、どんでもない話が全国で広がっているのは、もう与党の先生も野党の先生も聞いていらっしゃると思います。これ、早く手を打ちます。

で、打つ方法をいろいろ考えたんですが、法律改正を考えると何年もかかっちゃう心配があるので、今、わかっている自治体は動いていますよね。わかっている自治体は動いている。だけでも、やはり国が少し動いた方が私はいいと思うんですよ。

そこで、ますお尋ねしますけれども、環境省がメガソーラーへの環境アセスの適用に関してやっていますね。どういう状況かということを簡単に言つてください。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

太陽光発電につきましては、再生可能エネルギーとして、温暖化対策の観点からその普及拡大を図っているところでございます。

近年、森林伐採を伴う大規模な太陽光発電事業が増加しております、土砂流出、景観、希少動植物への影響といった懸念から、全国的に課題となる事案が発生している、このように承知しています。

これを受けまして、環境省といたしましては、

本年八月に有識者による検討会を立ち上げまして、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業とすることについて検討を開始したところでございます。

検討会におきましては、大規模な太陽光発電事業は環境影響評価法の対象事業にすべきという御意見を既にいただいているところでございまして、今年度中に報告書を取りまとめまして、環境省としては、検討会の報告書を踏まえ、必要となる措置を速やかに実施してまいりたいと考えているところでございます。

○田嶋委員 いい動きだと思います、遅いけれどもね。しかし、アセスはどめるためのものではな

いと承知しておりますので、なかなかまずいケースがとまらないと私は思つんですよ。もつとストレートにとめる方法を考えなきやいけないと思います。

そこで、私の結論を申しますと、世耕大臣も聞いてください。これは、もうメガソーラーの時代は、もうかなりできてきて、そして、私は、いろいろな形のソーラー発電があるんだから、自然を破壊しながら自然エネルギーなん這是ナセンスですよ。もうそういうことはやめるべき。私の意見は、一本でも木を切るものはやらせない、そういう気持ちですよ。ただ、それは極端だから、もう少し現実的な提案をいたします。それは資料の4です。

林野庁にきょうお越しをいただいています。

過去に林野長官がこういう紙を出しているんで

ですね、こういう通達というんですか、運用細則を。開発、いわゆる森林法に基づく林地の開発をするときに、こういう基準で許可するよという運用細則について出しています。

その一巻下に書いてある、運用基準第二の一

関係事項ですけれども、要は、ゴルフ場やスキーゴーとして、温暖化対策の観点からその普及拡大を図っているところでございます。

近年、森林伐採を伴う大規模な太陽光発電事業が増加しております、土砂流出、景観、希少動植物への影響といった懸念から、全国的に課題となる事案が発生している、このように承知して

います。

これを受けまして、環境省といたしましては、

本年八月に有識者による検討会を立ち上げまして、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業とすることについて検討を開始したところでございます。

検討会におきましては、大規模な太陽光発電事業は環境影響評価法の対象事業にすべきという御意見を既にいただいているところでございまして、今年度中に報告書を取りまとめまして、環境

を切る、切るけれども緑も残す、そのバランスですね。そのところを書いています。それがとまらないと私は思つんですよ。もつとストレートにとめる方法を考えなきやいけないと思います。

そこで、私の結論を申しますと、世耕大臣も聞いてください。これは、もうメガソーラーの時代は、もうかなりできてきて、そして、私は、いろいろな形のソーラー発電があるんだから、自然を破壊しながら自然エネルギーなん這是ナセンスですよ。もうそういうことはやめるべき。私の意見は、一本でも木を切るものはやらせない、そういう気持ちですよ。ただ、それは極端だから、もう少し現実的な提案をいたします。それは資料の4です。

林野庁にきょうお越しをいただいています。

過去に林野長官がこういう紙を出しているんで

ですね、こういう通達というんですか、運用細則を。開発、いわゆる森林法に基づく林地の開発をするときに、こういう基準で許可するよという運用細則について出しています。

その一巻下に書いてある、運用基準第二の一

関係事項ですけれども、要は、ゴルフ場やスキーゴーとして、温暖化対策の観点からその普及拡大を図っているところでございます。

近年、森林伐採を伴う大規模な太陽光発電事業が増加しております、土砂流出、景観、希少動植物への影響といった懸念から、全国的に課題となる事案が発生している、このように承知して

います。

これを受けまして、環境省といたしましては、

本年八月に有識者による検討会を立ち上げまして、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業とすることについて検討を開始したところでございます。

検討会におきましては、大規模な太陽光発電事業は環境影響評価法の対象事業にすべきという御意見を既にいただいているところでございまして、今年度中に報告書を取りまとめまして、環境

を切る、切るけれども緑も残す、そのバランスですね。そのところを書いています。それがとまらないと私は思つんですよ。もつとストレートにとめる方法を考えなきやいけないと思います。

そこで、私の結論を申しますと、世耕大臣も聞いてください。これは、もうメガソーラーの時代は、もうかなりできてきて、そして、私は、いろいろな形のソーラー発電があるんだから、自然を破壊しながら自然エネルギーなん這是ナセンスですよ。もうそういうことはやめるべき。私の意見は、一本でも木を切るものはやらせない、そういう気持ちですよ。ただ、それは極端だから、もう少し現実的な提案をいたします。それは資料の4です。

林野庁にきょうお越しをいただいています。

過去に林野長官がこういう紙を出しているんで

ですね、こういう通達というんですか、運用細則を。開発、いわゆる森林法に基づく林地の開発をするときに、こういう基準で許可するよという運用細則について出しています。

その一巻下に書いてある、運用基準第二の一

関係事項ですけれども、要は、ゴルフ場やスキーゴーとして、温暖化対策の観点からその普及拡大を図っているところでございます。

近年、森林伐採を伴う大規模な太陽光発電事業が増加しております、土砂流出、景観、希少動植物への影響といった懸念から、全国的に課題となる事案が発生している、このように承知して

います。

これを受けまして、環境省といたしましては、

本年八月に有識者による検討会を立ち上げまして、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業とすることについて検討を開始したところでございます。

検討会におきましては、大規模な太陽光発電事業は環境影響評価法の対象事業にすべきという御意見を既にいただいているところでございまして、今年度中に報告書を取りまとめまして、環境

を切る、切るけれども緑も残す、そのバランスですね。そのところを書いています。それがとまらないと私は思つんですよ。もつとストレートにとめる方法を考えなきやいけないと思います。

○織田政府参考人 お答えいたします。

森林法に基づく林地開発許可制度につきましては、保安林以外の民有林において一ヘクタールを超える開発行為を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならぬというものでございまして、森林の公益的機能を確保する観点から、土砂の流出、崩壊その他災害を発生させるおそれがないことなど一定の要件を満たす場合には、知事は許可をしなければならないといふものでございま

す。

それからもう一つは、次の資料の5です。今は

なつてきているのに、メガソーラーという表現はどこにもないんですね。メガソーラーという言葉がありません。

しかし、残念ながら、これだけ地域で問題になつてきているのに、メガソーラーといふ表現はどこにもないんですね。メガソーラーといふ表現は、私が丸をつけています。

それからもう一つは、次の資料の5です。今は

土砂の移動量による規制であります。5の資料の一番下、表四というところ、私が丸をつけていますけれども、これは何かといふと、森林面積をどうぞぐらん残すかといふことなんですよ。それは

そうですよね。ゴルフ場、スキー場、いっぱい木

を切る、切るけれども緑も残す、そのバランスですね。そのところを書いています。それがとまらないと私は思つんですよ。もつとストレートにとめる方法を考えなきやいけないと思います。

○田嶋委員 いい動きだと思います、遅いけれどもね。しかし、アセスはどめるためのものではな

いと承知しておりますので、なかなかまずいケースがとまらないと私は思つんですよ。もつとストレートにとめる方法を考えなきやいけないと思います。

そこで、もう一つ言わせていただくと、人口減少の時代ですよ、今はもう。ゴルフ場だって潰れて、その後メガソーラーになつたりしてい

よね。だから、もう余りこういった基準を、人口ボーナス時代の、右肩上がりの時代の基準のままにして置いておくといふのも僕は変だと思うよ。もうちょっと厳しくしてくださいよ。全体として。新しいものなんか、そんなにこれからできなあんだから。

言葉として、逆開発という言葉もあるでしょう。今まで開発したものを見戻していくといふにはスピード感を持つて取り組んでいただきたいと思います。

そして、環境省、農水省、ちょっと三つ聞けないんですけれども、申しわけない。ぜひ環境省には、ゾーニングという概念がヨーロッパで広がってきていますね。そして、日本の中でも自治体は、ゾーニングという考え方を取り入れている自治体もあるんですよ。ゾーニングのいいところは、もめるよりうんと手前で、どこを土地をどう使うかということを決めちゃう、先に。賢いやり方ですね。その方が住民コンセンサスもつくりやすい。

もういろいろ検討していただいていると思いますけれども、ぜひ環境省にはその方向で考えていただいて。これから風力発電に力が入るわけでしょう。風力発電だって、いろいろトラブルが起きますよ。ぜひゾーニングも真剣にやついていただきたいと思います。

私は、大臣、世耕さんも聞いていてください。先ほど言ったように、もうスマガソーラーというようなことは、いろいろな問題も多いから、環境破壊を伴うものはダメ。そして、できれば私はソーラーシェアをお勧めしたいと思つてます。

もう先生方もよく聞いていらっしゃると思うけれども、ソーラーシェアには社会的使命があるよ。耕作放棄地をよみがえらせる。下で一次産業をやれるんですよ。

お配りしている資料の8をこちらください。つい今週、千葉県で行われました農林水産就業説明会、私は、ソーラーシェアでもソーラーシエ

アの話が出ていないのはまことに残念だと思います。パンフレットを届けさせていただきました。千葉県も農業県です。

次のページ、最後のページ。これは利用できると思思います。ソーラーシェアリングを始めたための手順。

こういったことを、全ての一次産業に関心のある若い人たちにお伝えしていくこと。年収は大丈夫かな、不安定だな、家族を養えるかな、そう思つている人たちに、大丈夫、エネルギーも地産地消だよ、そうやってほしいんですよ。

農水省 お願いします。どういうふうに考えていますか。

○小野(稔)政府参考人 お答え申し上げます。

ソーラーシェアリングでござりますけれども、先ほど言われたように、作物の収入と、それから売電による収入、両方が期待できる手法であると

農水省といたしましては、促進策をことしの五月に公表いたしまして、一時転用許可につきましてはその期間を延長するですか、あるいは農政局に相談窓口をつくるとか、そういう促進策に取り組んでいるところでございます。

○田嶋委員 何か全然力強さがないですね。やる気があるかどうかわかりません。

ぜひこれを柱に置いてやつてくださいよ。一次産業、厳しいんでしょう。耕作放棄地、どんどんふえているんでしょう。若い人たちがやる気になりますよ、これを知れば。情報がまだ行き渡っていないから。だから、私は、千葉県でも資料を配らせていましたけれども、これはセットでやればいいんですよ、農とエネルギーをセットで。ぜひこれは力を入れてやつてください。齋藤大臣のところにも、三年から十年に規制を緩和した上で、今は全然違いますから、環境が

これは前振りになりますけれども、将来に向かつて心配な大量廃棄の話ですね、大量廃棄。

これは、やはり悪いやつが出てきますよ、山がぐわっと崩れて、ほつたらかしで逃げるという。それをどうやってとめるのか。投資させるときに5%はそのために金をちゃんと積み立てさせると

かそういうやり方も聞いていますけれども、どのように考えているか、どんな検討が現在行われているか、最後に、世耕大臣からお願ひします。

○赤羽委員長 申合せの時間が経過しております。簡潔に御答弁、よろしくお願いいたします。

○世耕国務大臣 今御指摘のとおりに、FIT価格の中にはこの廃棄費用は入っているんですが、必ずしもちゃんと積み立てられていない可能性が高いわけでありますので、まず、今当面できるごととして、計画策定時に処分費用ですか積立額を記載するということを求めております。

一方で、太陽光発電事業者に、廃棄時に必要な費用を確実に積み立てさせておくことを担保することが必要でありまして、そのためどういう施策をとるべきかということを今検討を進めています。十一月の審議会では、資金を確実に確保するため、原則として外部積立てを求めるというようなことも今検討中であります。あるいは、源泉徴収税的に積立てを行うところも、今方向性をまとめて、できるだけ早く結論を得たいと思っています。

○田嶋委員 いい事業者もたくさんいますけれども、こういうのはやはり性悪説に立つて、逃げて消えちゃう人が必ず出てくるから、よろしくお願ひします。

報道によれば、世耕大臣も得票の見込みははつきり言つてほとんど持てなかつたとの心情であつたとお聞きしています。開催国決定に至るまでの経緯についてどのようにお考えでしょうか。

聞くところによりますと、札幌市も二〇三〇年冬季オリンピック・ハラリンピック招致の意向を示しておると伺つております。今回の成功事例を札幌冬季オリンピック招致に生かすこともあるでしょ。ノウハウなどないとは思いますが、今回の大坂万博招致活動を振り返って、まず大臣の所感をお聞きいたします。

○世耕国務大臣 一九七〇年の大阪万博は、私は小学校二年生であります。関西の子供でしたから

待つておれぬなどということ、一番人が並んでいないところを探して見学をしたと思います。

その万博が二〇二五年にもう一度大阪にやつてくるということで、私ども本当に心より、やつたとうれしく思っています。私も頑張つて万博をしつかりと見学をしたい、こう思っています。それから、相当時間もたつていてることですから、いろいろな技術も多く発展しておるんだな、そう思つております。

そこで、少し振り返つて、この万博の誘致の経過について振り返つてみますと、二〇一四年九月に大阪府の松井知事が万博誘致を表明をしたわけあります。二〇一六年十一月に大阪府が経産大臣に基本構想を手渡してから、議連、有識者、政府、経済界などいろいろな分野で連絡会議や誘致委員会がつくられ、招致の熱がじわじわと広がつていきました。二〇一七年四月の閣議了解を得て、博覧会事務局に立候補届をし、その後、誘致活動が本格化したわけです。

最初のうちは誰もが半信半疑、私たち、ほんまかいなと半信半疑だったと思います。しかし、こうして七年の後の二〇二五年には大阪万博が実現するということになつたわけです。

活動が本格化したわけです。

最初のうちは誰もが半信半疑、私たち、ほんまかいなと半信半疑だったと思います。しかし、こうして七年の後の二〇二五年には大阪万博が実現するといふことになつたわけですから、これほどうれしいことはありません。

そこで、大臣にお伺いいたします。

報道によれば、世耕大臣も得票の見込みははつきり言つてほとんど持てなかつたとの心情であつたとお聞きしています。開催国決定に至るまでの経緯についてどのようにお考えでしょうか。

聞くところによりますと、札幌市も二〇三〇年冬季オリンピック・ハラリンピック招致の意向を示しておると伺つております。今回の成功事例を

大臣、お待たせしました。もう一個、ちょっと

最後に一問。

ありがとうございました。もう一個、ちょっと